

バナー広告掲載の募集について

一般社団法人岩手県建設業協会ホームページへのバナー広告の掲載を募集します。

一般社団法人岩手県建設業協会は、ホームページ及びいわけんブログ（協会ブログ）上にバナー広告を掲載しています。ホームページを活用して地域産業及び地域の活性化の一助を担うこと目的に行っております。

現在、バナー広告（原則3ヶ月単位）を募集しています。広告掲載を希望される方は、以下をお読みのうえ、お申し込みください。

なお、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属し、取り扱う商品等について協会が推奨するものではありません。

1 バナー広告の掲載について

【広告の掲載位置】

協会ホームページトップページ（サブコンテンツの一部）の右上部

URL <http://www.iwaken.or.jp/>

いわけんブログ（協会ブログ）の右上部

URL <http://www.iwaken.or.jp/info/>

（ホームページ及びブログに同一のバナー広告を掲載します。）

【広告の枠数】

5枠

【広告の規格】

○大きさ：縦 55 ピクセル×横 160 ピクセル

○形式：G I F、J P E G

○データ容量：30KB以下

○その他：禁止表現と制限事項を遵守すること。

【広告の掲載期間】

募集する広告の掲載期間は、契約内容により原則3ヶ月単位となります。

【広告掲載料】

1枠あたり、1ヶ月 3,500円（税込）

（ホームページ及び協会ブログに同一のバナー広告を掲載し、1枠とします。）

2 広告掲載の選定方法について

【広告掲載の決定方法】

「一般社団法人岩手県建設業協会ホームページ広告掲載要領」第11条により選定します。

★要領別記1に該当する業種・事業者の広告は掲載できません。

★要領別記2に該当する内容の広告は掲載できません。

【申込みの受付けについて】

申込みの期限は、バナー広告掲載開始月の前月 10 日締めとし、10 日が土日及び国民の祝日の場合には翌平日を締め日とします。

【申込みの方法について】

「一般社団法人岩手県建設業協会ホームページ広告掲載申込書」(要領別紙)をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、郵送でお申し込みください。

(あて先)〒020-0873 岩手県盛岡市松尾町 17-9 一般社団法人岩手県建設業協会企画課あて

【申込みから掲載までの手続き】

- ・ 広告の掲載(不掲載)を協会が決定した後、「一般社団法人岩手県建設業協会ホームページ広告掲載(不掲載)通知書」を送付します。
- ・ 協会が指定する期限までに、バナー広告の原稿(画像)を作成のうえ提出してください。
- ・ 協会が指定する期限までに、申込期間中の広告掲載料を、協会が発行する納入通知書により一括して支払ってください。
- ・ バナー広告は、広告掲載日に掲載します。

3 協会ホームページ及びブログのアクセス数

平成20年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	平均
アクセス数	8,703	8,990	10,081	10,655	9,753	11,376	12,039	10,228
閲覧総数	44,773	45,030	54,636	55,612	46,132	52,515	52,712	50,201

※アクセス数は、同一IPアドレスからのアクセスを1として24時間ごとにカウント集計

※閲覧総数は、同一IPアドレスから複数回アクセスがあった場合にも重複カウントした数字